

昭和三十一年四月八日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事佐藤洋之助君 理事志賀健次郎君

理事森山 欽司君 理事栗原 俊夫君

理事森本 靖君

小淵 恵三君

椎熊 三郎君

本名 武君

安宅 常彦君

下平 正一君

柳田 秀一君

出席國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

郵政事務次官 金九 信君

郵政事務官 島山 一郎君

(大臣官房電氣
通信監理官)

委員外の出席者

日本電信電話
公社 総裁 大橋 八郎君

日本電信電話
公社 副総裁 米沢 滋君

日本電信電話
公社 監事 大泉 周蔵君

(監査局長)

日本電信電話
公社 監事 松田 英一君

日本電信電話
公社 監事 千代 健君

日本電信電話
公社 監事 宮崎 政義君

日本電信電話
公社 監事 井田 勝造君

日本電信電話
公社 監事 水田 誠君

専 門 員

水田 誠君

四月七日

鹿児島県大山局の電話交換事務を山

川局に統合の請願(上林山榮吉君紹

介)(第二〇四四号)

香川県塩江町に簡易保険保護セン

ター設置に関する請願(木村武千代

君紹介)(第二〇四五号)

戦傷病者の放送聴視料免除に関する

請願(今松治郎君紹介)(第二二八一

号)

同(鴨田宗一君紹介)(第二二八二号)

同(佐伯宗義君紹介)(第二二八三号)

同(進藤一馬君紹介)(第二二八四号)

同(高瀬傳君紹介)(第二二八五号)

同(高橋清一郎君紹介)(第二二八六

号)

同(高橋等君紹介)(第二二八七号)

同(谷垣一君紹介)(第二二八八号)

同(外一件)(寺島隆太郎君紹介)(第二

一八九号)

同(永山忠則君紹介)(第二二九〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二二九一

号)

同(福田繁芳君紹介)(第二二九二号)

同(藤本孝雄君紹介)(第二二九三三)

同(西村直己君紹介)(第二二九四号)

同(和爾俊二郎君紹介)(第二二九五

号)

郵便局舎等の整備促進法制定に關す

る請願外四件(森本靖君紹介)(第二

二二五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電話設備の拡充に係る電話交換方式

の自動化の実施に伴い退職する者に

対する特別措置に関する法律案(内

閣提出第三七号)

日本電信電話公社法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第六七号)

○加藤委員長 これより会議を開きま

す。

電話設備の拡充に係る電話交換方式

の自動化の実施に伴い退職する者に対

する特別措置に関する法律案、内閣提

出の日本電信電話公社法の一部を改正

する法律案を一括して議題とし、審査

を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。片島港君。

○片島委員 最初に、三十五年度、三

十六年度、三十七年度、それとわか

りますならば三十八年度における損益勘

定の公社の収入予算額と決算といいま

すかその実績がわかりましたならばお

尋ねたいと思います。

○井田説明員 三十五年度の予算の収

入は二千二百九億でございます、こ

れに對しまして実績は二千三百八十六

億、百七十七億の増収でございます。

それから三十六年度は予算の見積もり

が二千六百五十四億でございます、

これに對して実績は二千八百七億で、

百五十三億の増収でございます。三十

七年度は予算が三千二百四十四億で

ございまして、これに對しまして実績が

三千百十三億、百三十一億の減収で

ございます。それから本年度ござい

ます。

ますが、本年度は予算の見積もり額は

三千六百六十億でございます。これに

對しまして実際の収入状況は二月まで

十一月分まで三十一億の減収ござい

ます。あと三月分の決算を目下進めて

おりますが、これは数億増収になるよ

うな見込みでございますので、三十八

年度は三十億以下の減収ということで

おさめる見込みでございます。

○片島委員 そこでお尋ねしたいので

ありますが、いまの予算においてもわ

かりますように、三十七年度において

は予算額と実際の収益との開きが非常

に大きいし、また三十八年度において

も相当額の赤字といえますか、予算額

に對しての収入不足がある。決算書で

調べてみますと、昭和三十一年度が六

百五億の純利益、三十六年度は六百七

十五億の純利益、三十七年度は五百四

十二億というように、予算額と実際の

実績を調べてみますと、当初の予算

額に比べて実際の収入が最近になって

非常に少ない。また三十七年度の純利

益を見ますと、前年比において百三十

二億の減収、前々年度との比におきま

しては六十二億の減収、こういうこと

は、どうして一体こういうようなこと

になっておるのか。特に三十七年度に

おいては著しい減収が目立っておりま

すが、これは一体どういふところにそ

の原因があるのか、その点をまず伺い

現実の収入のほうが多かったことは御

指摘のとおりであります。三十七年度

において予算収入よりも減ったという

原因につきましましては、いろいろ考えら

れると思うのでありますが、まず第一

は、やはり一般の世の中の経済界の事

情ということが一つの原因であらうか

と思います。三十七年度の月別の状況

を見ましても、年度の四月、五月ごろ

から相当な減収がありました。ことに

十月以降になりました著しく減収の度

が進んだのであります。これは御承知

のとおり、ちょうど九月末から料金の

合理化に基づく電話料金改定が実施さ

れましたので、その改定の結果が不景

気からんで特に大きな減収を生じ

た、かように存じておるのであります。

ところが三十八年度になりますと、四

月から多少の減収ではありますけれど

も、月別に見ますと、多少減収になる

月もあり、また予算よりも増収になる

月もあるというように、前年比に

比べますと収入状態はほとんど好転の傾

向にあるわけでありまして、ただいま

経理局長が申し上げましたとおり、三

十七年度において百三十一億の予算面

に對する減収がありましたが、三十八

年度においては、大体三十億以内の減

収にとどまる見込みであります。

○片島委員 第二次五カ年計画、第三

次五カ年計画というふうな計画は、年

度が行進するにつれて建設部門に非常

に多くの経費が必要になってくる。そ

のために無理をして、収入がそう多く

見込まれないのにもかかわらず、相当

第一類第十一号

逋信委員会

議録

第十九号

昭和三十一年四月八日

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

逋信委員会議録第十九号

多くの収入見積もりを立てておかないれば建設勘定への自己資金が調達できない。私がなぜこういうことを申し上げるかといふことは、まだ三十八年度の実績は調べてみませんが、三十六年度においても、加入電話の増設、公衆電話、市外局の建設、市外電話回線、これらはいずれも予定よりも若干上回り、さらに電話局の建設のごときは、当初予定の百四十局が百七十六局、こういう建設状況になっておる。また三十七年度を見ますと、電話局建設においては多少減っております。また電報の中継機械化も十五局の予定が十局、こういうような状態でありまして、その他はいずれも当初の計画を相当上回っております。

これは昭和三十六年度及び昭和三十七年度の会計検査院から提出をせられております会計検査報告書に詳しく説明がございまして、ごらん願えればわかります。

このように一方においては、純利益は減る、予算額には達しない、にもかかわらず、一方においては、建設のほうは無理をして当初計画を上回るような状態になっておる。こういうふうな状態に、あなたの方の計画をあまりにも強度に無理をして進めようというところに予算上の無理があり、実行上の無理が出てくるのではないかと、また、そういうことがひいては従業員の労働条件あるいは給与の問題などにも響いてくるのではないかと。

参考のために申し上げますが、日本放送協会の三十九年度の予算総則には第七条にこういうことが書いてあります。事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加

額は、経営委員会の議決を経て何々に使うことができる。ほとんど何でも使える。また、前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比して増加した場合は、その分は特別の給与に回すことができる。そこで私は、事業量の増加や職員の能率向上によって予算額よりも実際の収入がふえた場合には、こういうふうに使ふことができるというふうなところが、予算額に比して不足をした場合はどうするかというところが書いてないが、どうですか、この質問したわけですか。そうしたところが、私のほうは実際の収入が予算額に満たないような予算は編成いたしません、こういう答弁であつた。これはまた人に人食つた話であります。予算でありますから、増収があることもあれば減収があることがあるのも当然であります。しかし、そういう答弁でありました。私のほうは、必ず実際の収入のほうが多くなるように予算はつくるべきものだ、そういう方針でつくっておる。それとおりであります。

三十八年度においても、公社予算から比べたならば問題にならない小規模の増収、いま総裁がおっしゃいました三十七年度でも、非常に不況でありましたが、その不況の波にかかわらず、やはり予算よりも三十億円の増収、また三十八年度においても、これはまだ予定でありますけれども、一月末でありますか十二月末ですと二億三億円の増収、こういうふうな結果が出ております。それに比べますと、電電公社の予算というものは、実際の仕事は大いにやっておられるけれども、実態に合

わらないような無理な計画の推進をしておる。ところがこの数字の上に出ておると思うのでありますが、この点総裁はどうお考えになりますか。

○大橋説明員 予算の収入見積もりの問題であります。NHKの予算のことは私よく存じませんが、何となく申し上げかねますけれども、おそらく公社の予算のやり方とはだいぶ違つておるのではないかと存じます。御承知のとおりNHKの予算は、公社予算と違つて、一括して特に郵政大臣の意見書を付して国会の承認を得るとか、何か決議を経ておるようでありまして、それはさておきまして、公社といたしましては、三十六年、三十七年、三十八年に前と変わった特別の無理な収入見積もりをやつておることは全然ございせん。従来からやつておるのとおりの方ですべてきておるのであります。毎年予算を組みます場合には、年度の初めの四月から九月までの収入状況をもとにいたしまして、それによつて将来の単価を見積もつて収入を見る、そのほかに過去の数カ年間の実績によつて自然増収のあった場合には幾割かの自然増収をそれに付する、こういうやり方は例年ずっと続けておるのであります。最近になって変わったというところはございせん。

○片島委員 最近になって予算の組み方が考え方としては違つたことではないが、結果として見た場合には、従来以上に成長率の高い電気通信事業が、収入減になり予算を下回る実収入しか出てこない。NHKの予算とは、これは大臣にお尋ねいたしますが、予算を編成する場合には、会社の予算であるうと、公社の予算であるうと、NHK

の予算であるうと、予算の立て方というもののについては性格的には変わらぬのじゃないかと私は思うのです。総裁は、NHKのことは知らぬけれども、それは立て方が非常に違う。またNHKの審議をしますときは、大臣もずっと御出席になりましたが、実際の置局計画からすべて全部の資料を提出していただいて審議をしております。本質的に予算の編成のしかた、立て方が違ふべきものかどうか、所管大臣としてどちらか監督されておりますが、いかがお考えになりますか。

○古池国務大臣 予算の組み方は、申すまでもなく当該年度についての収入と支出とがバランスのとれるように立てることが基本的に当然であらうと存じます。ただ内容の細目にわたつては、その会社なりあるいは公社なりによつて、いろいろのやり方についての伝統もあることとございまして、うから、全く同一というわけにはまいらぬと思ひますけれども、基本的な問題については同一原則でやるべきものと心得ております。

○片島委員 それではこのような、従来三十五年、六年度くらいまでは順調に実際の予算額よりも上回つた、成長してきたのに、最近それが鈍化し、予算額よりも赤字が出てきておるといふ傾向について、大臣はどうお考えになりますか。

○古池国務大臣 いろいろ原因も考えられると思ひますが、私は、大きな理由をいたしましては、かような通信関係の事業の収入のものといたしますのは、やはり一般の社会情勢によつて相当大きな影響を受けるものと考えます。たまたま三十七年ごろは日本の経

済全般がいわゆる不景気のときであつたと存するのであります。したがつて、その経済情勢の影響を受くところが多かつたであらうということも一つは、三十七年から料金の改定が行なわれました。この料金制度の改定に伴う影響というものは相当大きく響いたのではないかと考えております。したがつて、結果的に見ますと、予定された収入よりも実際の収入が下回つて、いわゆる予算額に対して収入が赤字になつたという結果になりましたことは、端的に言えばやはり一つの見込み違いであつた、こう私は考えております。

○片島委員 見込み違いであつたと大臣が言われればそれまでであります。ほかの原因として、少しく計画を強く推進し過ぎておるためではないか、これが一つの大きな原因ではないか、私はそう考えております。

ところで、公社の全体の予算、決算についてありますが、ちょっとその前に経理局長にお尋ねします。電信事業において、三十八年度における収支予算、これはまだ三月の結末がついておらなければ見込みということになりましようが、一体どういうことになりましたか。

○井田説明員 御意見のように、まだはつきりしておりませんが、最近電信事業の赤字は年々累増しておりますので、おそらく、本年度の決算がออกมาして、これを電信事業の収支で累計をいたしますならば、二百五十億程度の赤字は出てくるのであらうというふうに考えております。

○片島委員 これは大臣にお尋ねいたしますが、電信事業において、三十六

支出から収入を差し引いた赤字が収入全体よりも多い。電信事業ではこの傾向がますます多くなると思うのでありますが、何とかこういう電信事業の経営というものについて考えるべきではないか。というのは、電信事業に従事をしておる者は、同じ電気通信事業に従事をしておっても肩身が狭いのであります。自分たちが一生懸命働いて苦労しても、膨大な赤字がある。こういう経営のあり方というものについては、これは何とか検討すべきものではないかと思うのですが、大臣はどう考えになりますか。

○古池国務大臣　私ここに詳細な数字は持つておりませんが、電信事業は、
 けることはできませんが、電信事業は、
 由來昔から大体あまり収入、支出のバ
 ランスがとれない、むしろ赤字である
 ということが伝統的にいわれておつた
 ように考へております。それから外國
 の例を見ましても、もちろん収支のバ
 ランスのとれておる事業もありまし
 うが、やはり電信については赤字で
 あつて、これを電話事業によつてカ
 パーしておるといふ例も相当多いよう
 に聞いております。しかしながら、わが
 國の電信事業の赤字は、ただいま御引
 例になりましたように年々大きくなつ
 てきておる。しかもその赤字の幅が非
 常に大きいといふことは、十分私ども
 として考へねばならないと考へてお

て、支出の面の節約ということを考慮する。この積極的、消極的両面の方法を考えねばならぬと存じております。しかしながら、電話も同様でございますけれども、電信は非常に大衆性が強くて、一般の方々がきわめて手やすく利用されておるといふ面もございますので、料金の改定ということもなかなか簡単にはできたい面もあると存じます。しかしながら、将来においてはやはり料金制度というものに対してメスを加えて検討してみる必要はあるのではないかと、かように私は考えております。

○片島委員 総裁はどうですか。

○大橋説明員 電信の赤字問題は、ただいま大臣の仰せのとおり、もうずいぶん古い問題でありまして、私もこの仕事を引き受けてから、最もその点について関心を持って考えておるのであります。どうも、なかなかむずかしい問題でありまして、大臣の仰せのごとく、大体において電信の赤字ということは、世界的、各国すべてといってもいくらかの赤字でございます。

そこで、実は昨年以來公社の中に、電信の将来に対していかにこれを措置すべきかということのために、特に関係各局、関係の者の会議を開きまして、逐次内容と将来に対する対策を考究いたしておるのであります。できるならば、本年度のうちに大体の私のほ

しかし、全然赤字をなくすというこ
とになりますと、いま御指摘のように、
非常に現在は赤字でございますから、
料金を少々上げたくらいで消えるよう
な赤字ではないと考えております。も
しほんとうに収支のバランスをとうろ
うといたしますと、料金を三倍、四倍に
しなければいかぬというような状況で
あります。とてもこれは実現不可能の
ことと考えます。その辺をどの程度に
とどめ、どうするかということをおわ
れは、いま非常に苦心をいたしておる
わけでございます。

○片島委員　私はやはり、実は私自身

が電信事業に従事した経験からして、従業員に対する心理的な影響も大きいと思うのです。ですから、ただ合理化という、もう実は首切りになるのではないかという、こういう不安さえ与えるくらいであります。でありますから、電信事業については、この経営について何らかの合理的な方途を考えていただかなければならぬと私は思っております。

次にお尋ねをいたしますが、私は、実は昨日、電電公社の監査局の係の人に来ていただきました、今年度三十八年度的一般監査の状況を伺いましたのであります。特に先にお尋ねをしておりますが、監事制度ができてから、監事も監査局と同じようなことをやはりやることができるように法の改

て公社の業務一般について監査を行なうものである、こういうことが改正理由に述べられておるのでありますが、この監事の監査と監査局の監査とはどういう区分けがしてあるのですか。

○大橋説明員 御承知のとおり、公社法が初めてできたときには監事という制度はなかったのであります。それをその後必要を認めてここへ追加したことは御承知のとおりであります。これを設けるにあたって、当時私どもも多少関係いたしておったのであります。が、現に一般の公社の職制のうちに於いて監査局というものがございまし

て、一般監査をやっておるわけでございます。そのほかになお監事というものをどういう意味で設けるかというところで、当時問題として審議いたしましたのでありますが、私どもの当時の考えといたしましては、御承知のとおり、執行部の上に経営委員会というものがあります。これが最高の機関として決定権を持つておるわけでございますが、その経営委員会の決定を執行部がはたしてそのとおり行なっているかどうか、また、この決定がすみずみまで浸透しているかどうかということをむしろ主眼に置いて監査を行なうわけでありま。従来の監査局は、総裁等の執行部の決定に基づいて、その決定がうまく下部に浸透して業務がうまく行なわれているかどうかということを監査

いたたいのだと思うのですが、昭和三十三年の五月に法律が改正されますときに、第十条の第三項の改正理由として、公社の最高意思決定機関である経営委員会は、意思決定にあたって必要な監査を行なうことが当然であるから、こういうものをつくる。それからもう一つは、第二十条の五項を設けて「監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。」その改正理由には、監事は単に経営委員会の命令によつて監査を行なうのみでなく、自己の権限と責任において公社の業務一般について監査を行うもの

である、そういうことがこの改正理由に載っておるわけですが、単に経営委員会の命令によって監査を行なうのでなく、自己の権限と責任において公社の業務一般について監査を行なうということが書いてありますが、きょうは監事もお見えになつておりますが、一体、経営委員会の命令によらないで、あなたのほうではどういう自己の権限と責任において公社の業務一般の監査を行なつておられますか。

○松田説明員 お答え申し上げます。

監事の職務権限の根拠といたしましては、ただいまお読み上げになりましたように、第二十条に規定してございまして、「監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。」これが根拠規定でござい

まして、この限りにおきまして、監事は自分で適当と認める監査を行なうというところでございます。これは立法のときにもここでいろいろと説明がございましたように、結局、経営委員会は公社の最高意思決定機関でございますから、潜在的には公社全体の業務を監査する機能を持つておるのであります。しかし現在の経営委員会そのままだでは、とてもそういうことは実行できないので、その潜在的に持つていた監査の機能をここではっきりと表に出して、そして監事に監査の機能を持たせるのだ、したがって、現在でございます

また私どもは、経営委員会のいろいろな意思決定をされまう場合に役に立つような、経営の基本方針に關係するような事柄をみずから選んで監査をしていくこともございます。また、経営委員会から命令を受けて監査する場合もございます。ことに経営委員会からは、定期的に、これは経営委員会の運営規程にきまつておるわけでございますけれども、経営委員会で定めた事項の実施状況を監査しろということになっておりまして、これは毎年一回そういう監査をやっております。

監査局は、これは総裁以下の執行部の中で總裁の職務の執行状況というものをよく調べるという意味の自治監査として行なつていくわけであるけれども、経営委員会は最高の意思決定をいたしまして、公社としての重要方針をきめていくわけでございますから、それに役立つような監査をやつていくという趣旨を持つておるのだというふうに説明されたわけでございます。そこで、監事は、そういう趣旨のものでございまして、そういう趣旨の意を体して行ないますけれども、法律上はこういうふうな規定されているものですか、監事は自分でそういうバックを持ちながら、そういう考え方で監査テーマをきめていきますけれども、しかし経営委員会といたしましては、最終的に自分でこういう事柄を調べてほしい、調べる必要があるというふうに経営委員会で認定された場合には、監事にそのことの命令がある。したがって、監事はその命令を受けて監査をやることもあるというふうになっておりまして、現実といたしまして、

もやるし、また二十条に基づいて自己の権限と責任において業務監査をやる、こういうことになっておりますが、あなたのほうの機構を見ますと、監事が二人、それに秘書が一人ずつついております。それから調査役三人、調査員三人、ほかに職員が二人いて、下部組織も何もなくて、一体経営委員会の命令による経営監査と、それからあなたの自己の責任において自発的に業務監査をするということが、これらの陣容、調査役三名、調査員三名だけの機構でございますか。

針をきめるわけでありまして、その意味でそういうことに反映し得るような、結局、公社の経営管理というものを高い目で見ると、そういう立場からやつていくにはそんなに人手を要するわけではない、つまりこまかい問題を一つ取り上げてやるわけではなくて、全体的にいろいろと公社の執行状況というものをある角度から考えてみて、そしてもう少し改善、考慮すべき点があると思へば、それを経営委員会に申し上げて、経営委員会がそれを最高意思決定の資料にされる、こういうことでございまして、現在おります程度の調査役、調査員三名ずつでございますが、それに若干の補助を加えまして、そういう人々を手足に使つて私どもがいろいろと公社の執行状況というものを調べていくということで、まあ自分のやつていくことでございすから、こんなことを言うのはおかしいですけれども、何とかお役に立つておるんじゃないか、こういうふうに思っています。

〇片島委員 確かに私どもの陣容は少ないわけでございますけれども、これもこの国会で公社法の改正、監事の設置の法案がいろいろ審議されました場合に、やはり御議論がございまして、結局、公社としては、總裁以下の執行部において自治監査をもつて自分でやつていくことで、万全を期してやつていくということでやつておられる上に屋上屋を築するようなことは必要はない、しかし経営委員会は最高意思の決定をするわけで、公社の基本方

〇片島委員 私、調査役三名、調査員三名、それに秘書が二人、職員が二人おられる、ただこれだけの陣容で、實際問題としてどのくらいの監査ができるものか——経営委員会の命による監査と自己の責任において行なう監査というものが、このくらいの陣容でどれだけの仕事ができるものか。監事が二人おられるわけですが、その下には六人しか調査役、調査員がおられぬ。むしろポストをつくるために置いたというふうな結果になれば、これはあつてなきがごとき存在になつてしまふのではないか。このことを実はおそれるからそのことを尋ねたわけでありまして。

総裁にお尋ねいたしますが、昭和三十八年一月十一日に行政管理局長官から勧告が出ております。経営委員会において、監事の監査報告について効果確保のための具体的な措置がなされてないといふことと、監事の処遇について、二点について勧告を受けております。総裁のほうでは、承知いたしましたという回答を出されておりますが、具体的にどういふことをやっておられましようか。これは読み上げてもらひたいと思つております。」「監事は経営委員会のもつ潜在的監査機能をもつ現する機関として設置されたものであるが、その監査結果の処理状況についてみると執行部の施策には相当寄与してゐるところがあるといへ、経営委員会においてははかばかべつその効果確保のための具体的な措置がとられていない。」「それから監事本来の権限と責任を十分に果たすためには、上記の監査機能の強化措置と併行して、処遇面においても理事者との均衡をはかるべきである。それに対して大橋總裁から郵政大臣に——これは行管長官から郵政大臣に出したものをあなたのほうに送つてきたわけです。あなたのほうでは郵政大臣に、承知いたしましたというふうなことが回答されておるのであります。」「監事の処遇については、理事との均衡を考慮して給与基準の改正を検討いたします。」「かように返事をいた

〇大橋説明員 ただいまの御指摘の点につきましては、郵政大臣からの通達に基づきまして御返事を差し上げてあります。」「監事監察の業務運営については、「御趣旨にそつとやういたしまして、」「監事の処遇については、理事との均衡を考慮して給与基準の改正を検討いたします。」「かように返事をいた

〇古池国務大臣 ただいま總裁からも御答弁があつたのでございますが、この問題につきましては、確かに郵政大臣あてに回答を受け取つております。この回答によりまして、第一段は、この趣旨に沿うように努力したいということであり、第二段は、監事の処遇問題については、理事との間の均衡を考慮して給与基準の改正について検討をいたしますという回答であります。その後検討の結果がよくなことに改正をしたという報告は、いまだ受けておりません。目下検討中であらうと考えますが、さらに検討を早めて、この趣旨に沿うような結論を早急に出してもら

〇片島委員 どうですか大臣。あなたは、あなたの前任者が行管から受けて、そしてこういう勧告が来たからこれに沿うよう努力をしてくれという文書を、大臣から總裁に出された。大臣は、「右について」「一、監事監察の業務運営については」「二、監事の処遇改善については」「理事との均衡を考慮して給与基準の改正を検討いたします。」「といふ、三十八年の二月、一年二カ月前に返事が出されておるわけでありまして、それについては、まだ總裁のほうでは具体的に何もやっておられぬ、こういうことでございまして、大臣どうですか。

〇古池国務大臣 ただいま總裁からも御答弁があつたのでございますが、この問題につきましては、確かに郵政大臣あてに回答を受け取つております。この回答によりまして、第一段は、この趣旨に沿うように努力したいということであり、第二段は、監事の処遇問題については、理事との間の均衡を考慮して給与基準の改正について検討をいたしますという回答であります。その後検討の結果がよくなことに改正をしたという報告は、いまだ受けておりません。目下検討中であらうと考えますが、さらに検討を早めて、この趣旨に沿うような結論を早急に出してもら

してありますので、でき得る限りその御趣旨に沿うて事業運営の上に反映するように努力をいたしておる次第でございます。また、いろいろ他の似たような公社その他の権衡等も考へて処理するように検討いたしておるわけでありまして、まだ実行はしておらないわけでありまして。

うように督促をいたしたいと考えます。

○大橋説明員 先ほど一応申し上げたのでございますが、なお詳細の具体点が出ましたから、さらに申し上げます。

行政管理局からの指示によつて、先ほど御指摘のような通知をいただきましたので、それに基づいて経営委員会においていろいろ相談をいたしまして、申し上げるような方法で今後やろうじやないかというのを決定いたしました。①経営委員会は、監事の監査報告があつたときは、これを審議する。②経営委員会は、監事の監査結果に關し、監事から説明を徴し、必要あるときは関係部長の出席を求めて質疑を行なう。③審議の結果、監査報告の内容により業務運営上取り入れることを適當とするものについては、その旨を議決し、その他のものについては、経営委員の発言があつた場合は、その主な内容を議事録に記載する。④今日の経営委員会において、執行部門の検討を要するものとされたものについては、その主な内容を議事録に記載する。⑤執行部門においては、速やかに前号の検討を了し、その結果を経営委員会に報告する。経営委員会は、前項の報告と併せて監事の監査報告を審議する。⑥経営委員会の議決に基づいて執行部門が実施方針を定め、またはこれを実施する場合において、経営上重要と認められるものについては、経営委員会の審議に付し、その他のものについては、これを経営委員会に報告する。いままででも多少これに相当するようなことをやっておつたのですが、こういう通知をいただきましたので、特にほつきり経営委員会においてこういうことを審議してきめたわけでございます。その後は、その方針に従つてやっております。

○片島委員 変なことを聞くようですが、公社の中で、総裁は、理事と監事はどちらが格が上だとお考えですか。

○大橋説明員 どちらが上下というところとしまして、どちらも役員として報酬はございませぬ。どちらも役員として報酬はございませぬ。

○大橋説明員 詳しいものはさらにだれから答えさせますが、大体において理事のほうが報酬は高いようでございます。監事のほうから幾らか理事よりも少ないということになっております。

○米沢説明員 私、いま的確な数字を覚えておりませんが、理事には三つのA、B、Cといひますが、一、二、三とありまして、それから、監事のほうは一つだけでございます。それで、理事のA、B、Cの三つのうちの一番おしまいのCと監事が大体同じじやないかと思ひますが、はつきりした数字は後ほど調べて申し上げます。

○井田説明員 監事は月十四万円でありまして、理事は十九万円ないし十六万円でございます。

○片島委員 先ほど私は、どちらが身分的に上か下かということを開いたんですが、大役員でも職員でも、処遇する場合に、上下というのは待遇でございませぬ。理事は十六万から十九万、監事は十四万といふたら、これは同じように扱つておられないじやないですか。同じように公社として見ていないじやないですか。どうですか。

○大橋説明員 理屈を申し上げるつもりはございませぬけれども、私も、役員としては同様に心得ております。ただ報酬の点においては違ふというところを申し上げておきます。

○片島委員 だから、行管のほうでは、理事との関係で処遇の問題について、理事と監事の間の格差が出てゐるんではないかという報告が出てゐるんですよ。そうしたら、あなたのほうでは「理事との均衡を考慮して給与基準の改正を検討いたします。」と答えておる。いま私があなたに上か下かと聞いたら、役員として同じような格差だと言つた。そうしたところが、給与を聞きまして、監事は十四万で理事は十六万から十九万といふと、取り扱いに差別があるんじゃないですか。また一年以上も検討しなければわからぬものですか、こういうことは。

○大橋説明員 監事の仕事のあるのは私のほうだけではない、他の公社にも、また他の営団等にもありますので、一般の情勢等も見比べて決定する必要があるかと思つております。私のほうだけで理事と並べただけでは、やはりこれはいかぬ関係がありますので、少し検討に手間とつておる次第であります。

○片島委員 実は私、前にこの問題を決算委員会でも取り上げたわけですが、その行管の報告が出た場合に、あなたのほうの回答でも、ここにはつきりしておるうちに、ほかのところの均衡とかいろいろのこととは書かないで「監事の処遇については、理事との均衡を考慮して給与基準の改正を検討いたします。」——大臣に聞けば、検討した結果がまだ出ておられぬけれども、いま検討中だろうというお話なんです。あなた

たのほうではもう検討済みですか。検討して、大体これでいいという結論が出たならば、これ以上はうっておいけない、郵政大臣にも何にも——検討することになつておつたが、この結果はお流れになつたとか、あるいは検討したところがいまのままでいい、こういうふうなことに考えになつたのか。

○大橋説明員 検討した結果を何らか形の上にはあらわすべきじやないかと思ひますが、どうですか。

○大橋説明員 まだ決定しておるわけじやございませぬ。検討中とお考えいだいてよろしいと思ひます。

○片島委員 あまり検討期間が長過ぎるようであります。そうしたいした問題じやありませんし、総裁からも、全く役員として同じものではないとお返事もいただいておりますから、ひととつ早急に結論を出していただきたいと思ひます。

○大橋説明員 御趣旨はよく拝聴いたしました。御承知のとおり公団、営団、公社等の関係は、こういうものの報酬等につきましては、政府のほうで統制されておられるわけでありまして、私のほうだけで勝手に上げ下げすることができない関係もございまして、ついでにおかれておるわけでありまして、できるだけ早く取り運ぶようにさせていただきます。

○片島委員 また話は先に戻りますが、あなたのほうの一般監査報告を見ますと、ただ報告されただけでは——不当事項などがあった場合、これを指摘するといふようなことはなされておらぬのであります。一般監査報告の性格といふものはどういふものですか。ただ、こういうことを調べたらこ

うだったといつて、言ひつばなしで報告をして、これだけのものですか。

○大泉説明員 ただいまの御質問は、おそろく監査局でやつております一般監査報告をあらんにやつての御質問かと思ひますが、監査局は一般監査あるいは現金監査等行なつておりますが、その監査をいたしました場合に、その監査を受けたところに対しては、その監査結果を通知し、改善すべきものは改善してまいりますと同時に、これを総裁に御報告申し上げますのであります。ただいま申されまされたのは、おそろく監査を受けた分に対する監査結果通知のほかに行なつております監査結果の報告のことを申されたと思ひます。むしろ総裁に御報告申し上げますと同時に、関係の部局に対しては、改善すべきものは改善するようには要求しまして、その結果は絶えず様子を報告を求めておりますので、その結果をまた、大体四半期程度に総裁に御報告申し上げます。

○片島委員 不当事項などがあった場合には、その不当事項を指摘して責任の所在を明確にするといふようなこともなされておりますか。

○大泉説明員 もしそういうような事項を見たら、当然そのようにすべきものでございませぬ。

○片島委員 いままで不当事項などを指摘して責任の所在を明確にさせたという例はございませぬか。

○大泉説明員 いま申されておりますのは、おそろく不正事項の通告を——不当と申しますのは、不当であります事項につきまして責任云々といふようなことよりも、直ちにそれを改善する

ような措置をとらせておるわけでございまして、不正事項の問題につきましては、別途その責任問題を通じまして、その責任をとらせております。ただし私たちが監査をしております、少なくとも私が担当しましてからの例を見ますと、そのようなことは監査の際にあまりなかったわけでありまして、

○片島委員 公社のほうは、執行部門における執行がうまくいっているのかどうか内部監査をせられるので、実を言いますと一番内部の事情に詳しいわけでありまして、ここに会計検査院が三十六年度の不当事項として、一つには、ケーブル埋設工事の施行が不当であった。二つには、ケーブル直埋め工事の施行が設計と相違していた。三つには、予定価格の積算にあたって、低価格の装置を使用することとしたため工事費が非常に高くなった。四つには、四号EC鉄板の仕様に対する考慮が足りなかつたため、整流器の取り付け金物が必要となつて不経済になつた。こういうふうな不当事項があげられております。

三十七年度におきましては、さらに装置料の経理、これは建設勘定支弁の構内外移転工事及び支障移転工事に伴う装置料を中間勘定の設備費の負担料で受け入れ、そして資本剰余金に振りかえるべきものを電話事業収入に計上しておつた。これは装置料の経理の問題です。不当事項としては、昭和三十七年の八月及び十二月に、近畿通信局の石がき工事の問題——これはあとで請負人に再施行させたものであります。さらには三十六年十二月から三十八年三月までの間、随突で岡野電線Kはか七社から通信用二心並列PVC

屋内線はか三点を総額三億六千六百万円で購入しているが、仕様の改定を考慮しなかつたため二千二百万円が不経済となつた。この二千二百万円も不経済になつたというのとはあとで御答弁願いたいと思うのですが、不経済になつたものをそのままはつておいていいものかどうか、これは重大な問題であります。

さらにはまた、ステンレスバンド等の購入にあつては仕様の検討が不十分であつたなどのために購入価額が九百万円も高くなつた。よその人間が公社の内部に来てみて不当事項がこんなにたくさん、しかも公社としては非常に不経済あるいは損失をこうむるようなものを、あなたのほうでは監査局という膨大な機構を設け、地方には監査部というのを置いて内部監査をやられておりますが、そういうような不当事項外から来てみて検査更からわかるような事柄が、内部においては一度もそういうことにわれわれは遭遇しなかつたというのでは、一体何を監査をしておられるのか、その点を私は非常に疑問に思ふのであります。やはり内部監査をやられる場合に、けしからぬことがあつた、そうして何千万円も損をするようなことがあれば、不正事項でなく不当事項であつた場合でも、その責任の所在を明確にすることは当然であらうと思ふ。それは不正ではないから今後はやるな、これだけのことで済むのかと思ふ。あなたのほうでは、監査する場合に全然こういうことは目につかなかつたことなんですか。また、こういうことにはあなたたちは手を触れないということでございますか。その二千二百万円などの不経済に

なつたものもそのままでいいんだということですか。

○井田説明員 この件につきまして、これに類するようなことが全然見つかつなかつたかという御質問でございますが、いろいろとこれに似たような事項は見つけてそのつど注意いたしております。この面につきましては非常に不当なけしからぬ事項があるということでございますが、その結果につきましまして、はなはだ申しわけないと存じております。しかしながら、この中身を見ますと、一時から見ますと相当改善がされておりました、三十六年度の決算報告で御指摘になりましたケーブル埋設工事あるいはケーブル直埋め工事等が設計と相違しておりました点等も、非常に思い至らなかつた点が偶然に重なつた面が多うございまして、非常な悪意があつた、悪質だつたというやうな事項ではないのでございまして。検査院のほうも、そのやうないわば盲点になりやうなところを特に重点に御指摘願ひまして、公社の事業改善に資するやうな御指示がございまして、私たちがそのやうな点につきましまして、仕様の不備とか、監査のやり方とか、いろいろな点について改善をするやうにいたしておるのでござい

ます。それからこの四号EC鉄板云々の問題につきましても、これは仕様書の問題でございまして、このやうなものをつくつたときのわれわれの配慮がたまたま足りなかつた公社の盲点でございまして、まことに申しわけないと思つております。このやうな点につきましても、技術局等におきまして今後十分注意するやうに努力いたしておるやうな次第でござい

ます。

また、三十七年度につきましまして、この装置料の問題について御指摘がございましたが、この点につきましましては、処理上のいままでも不備であつた一つの点でございまして、これは直ちに改善しております。

それから石がき等の工事につきましましては、公社はわりあいこのやうな土木工事にふなれてございまして、よく御指摘を受けるのでございまして、この点につきましましては、裏込めセメントの関係が不備だという御指摘を受けたのでございまして。このやうな点につきましましては、今後改善していきたいと関係者も一生懸命になつておるわけでございます。

また、先ほど申された、特に二千二百万円という御指示のございましたPVC屋内線の問題も非常にむづかしい問題なんでございまして、これは銅線にすずメッキを行なつておつたのはどういうわけかと申しますと、昔はゴム被覆をやつておつたが、ゴム被覆をやりますと銅が硫化しますので、すずメッキをすつと同時に、屋内線でありまして、すずメッキをしますとハンダは非常に少なくて済み、きれいに仕上がるためにすずメッキをしたのでござい

ます。現在ほかの部門の電電公社以外で使う屋内線には、そういうやうなものとはほとんど全部すずメッキされておりますし、諸外国でもほとんどすずメッキされておるわけでございます。ただ電電公社におきましては、PVCが仕様化されてから硫化のおそれがなくなつたので、すずメッキをやめればよかつたのであります。ハンダづけの関係がございましてこれをや

つた。ところが、たまたまPBX関係のものにつきましましては、ハンダづけしなくてもいいというやうな仕様書改定がありましたので、この分だけすずメッキをやめて経費節減をはかつたのであります。ところが、ほかの二心のものにつきましましては、PBX以外に使用しますので、当時もこれを急にやめることに気がつかなかつた。たまたま検査院でお調べになりましたら、公社は全部ハンダづけをやめておつた、けしからぬという御指摘を受けたので、この点については思い至らないところはまことに申しわけございませんけれども、実はそのやうな事情でこのやうないわば相当高度な点に御指摘を受けるやうな点になつておりました。まことに申しわけないと思ひますが、その他の点につきましましては前よりも相当向上しておるというやうな点に考へておるのでござい

ます。監査局におきまして、このやうな点につきましまして現場において気がつくものは相当念を入れて見ておるのでござい

ますが、検査院のこちらになるのは公社として特に盲点になるやうなところを御指摘願つておりますために、たまたまわれわれの至らぬところも御指摘を受けましたし、あるいは場合によつては監査の日程の関係で、公社のほうの監査が行く前にこちら願うところも出てまいるやうな次第でござい

ます。そういうやうなことでございまして、われわれの監査がこのような問題を軽視したり無視しておるわけではございません。○片島委員 いま指摘しました事項は、いづれ決算委員会において論議すべき事柄でござい

査報告をこのように熱心に取り上げられて、いることについて非常に喜んでゐる次第でございます。おそろく本年度は相当の改善を見るものと私は確信いたしております。

○片島委員 この点は前々から私たち指摘をしてゐる点でありますが、DSA通話の急増による応答遅延などがあることも指摘されてゐる。これは監査局が指摘する前に、われわれは当委員会を通じて前々からDSA通話に対しての応答遅延の問題を指摘しておつたのです。加入者はいつまで何しても出てこないから非常な迷惑をこうむつて

おる。また、料金の通知を省略するか、電話の申し込みに対する申し込み番号の反復をやらないとか、こういったことのサービスが低下をしておる。これはすべて私は要員措置に関係があると思うのですが、こういうことは新年度の総裁の運営方針にも、サービスの改善ということが第一に掲げられておるにかかわらず、今日も外からはがんが言われ、内部からは監査でまたそれが指摘をされておるにかかわらず、解決をしないというのは、要員措置において私は非常に手落ちがあると思うのでありますが、その点は総裁いかがでございましょう。

○大橋説明員 御指摘のとおり、私どもの仕事といたしましては、何といつてもいいサービスを提供するということが本体でありますから、最も力を注がなければならぬことは申すまでもないのであります。いろいろな仕事が生れておるときにおろそかになる点があることはなほだ恐縮いたしておるのであります。したがしまして、本年度の運営方針においては特にこれを取り上

げて強調したような次第であります。今後一そうこの点について努力いたしたいと考えております。

○片島委員 それはいま私が指摘をし、あるいは部内監査の監査報告で言われるまでもなく、もう耳にタコができるくらいいまでも言われておる問題です。特にこの前私の隣におった会社の重役であります、その人が職が変わりましてよそに行った。あき家になつておる。私のほうで頼まれておるのですけれども、かぎをかけた人の電話のお守りまではなかなかできない。移転仕事をなかなかやってくれないのです。向こうに早く移してやってくれと言ふのに、やってくれないから、リンリン鳴つておる。いろいろ聞いてみると、あまり移転をしてくれないので、あれはほんとうは電々公社しか電話機の取りはずしなんかできないはずですけれども、どうしてもそれを取りはずしてくれないから、それを取りはずして局に持つていく。それじゃおまえけしからぬというわけにもいかない。自分のほうでやらないで、親切に持つてくるということになれば、なかなかそれが言えない。さらにはまた、深夜などにおいては、呼びがあつても作爲的に話中をつくつておいて、結局加入者に非常に迷惑をかける。こういう点はすべて要員の配置が非常に不合理であり、不足しておるがゆゑにこういうことになつてくるのではないかとサービスモットーとする電々公社であるならば、こういう呼びがあつても作爲的に話中にするとか、あき家の電話をいつまでも移転もしてくれない、こういうような点は、要員対策上非常にまずい点があるのではないかと。

の点も前と同じような問題ですが、一体さきの總裁の御答弁では、いろいろと検討をしてやりたいと言つておられるが、具体的にこういう方面において定員増を行なう、そしてそういうことがないよう今後やるといふお考えでございませうか。ただ、考えておくと、これから善処したいといふことではなく、何かもつと具体的な方針を承りたい。

○大泉説明員 總裁のお答えがあらうと思ひますが、ただいまの具体的な問題について、この資料は実は通信局ごとに具体的な報告書があるものでございまして、それを総合したものの一部がどこから新聞なんかに出たのでございまいしょうから、あるいは誤解があるといけませんので申し上げますが、私たちが見ましたこのようなもので、要員不足のためにどうにもならないというものはむしろ非常に少ないのでございませう。あるいは創意くふうによつて何とかなる、あるいは仕事のやり方を変えればできるというものも非常にありまして私たちの具体的な報告によりまして、ある結果に対して創意くふうでうまくやつておる例が相当あることを、報告で詳しく申しておるわけでございます。それで非常にうまくいっている場合が多いということを書いてきておるわけでございます。これは内部監査でございまして、その点はおのりであるように詳しいものが出ておるといふので申上げておきます。

それから、先ほどの電話機を自分ではずしてきたという例は、実は大量開通のある局でございまして、その局ではよそに請負に出すとか、あるいは従業員だけでできるかということである。いろいろ検討をしたが、うちの従業員の能力でやれると思つたところが、実は思つたほど能率が上がらなかつたので、移転工事のほうにしわ寄せがきてしまつたといふことの非常にまれな例でございまして、その後やはり業務量などを増やして、請負に出すものは出すといふことに改めるといふことでございまして、そのような例はもう起らないと思つてございませう。

○片島委員 その移転工事がうまくいかなかつて、電話機をはずして局に持ち込んだ、これは特殊な例だ、創意くふうでやればすぐできるとおっしゃいますけれども、実際問題として、そういうところでない、私の隣でもなかなかやつてくれなかつた、それでおりもしいないところじゃあ電話がかかると、あるいはあき家ですからどうしようが入つていつたつてわかりはしない、そういう事例が非常に多い。これはやはり要員の問題、特にDSAの応答遅延といふような問題は要員が足らぬからだといふことは明確なものです。特

に作爲的な話中をつくるということには非常に問題がある。ですから、こういう点について、工事の促進といふことには力を入れるが、いまの電話を持つておる利用者に対するサービスの面において、それが置いてきぼりにされておる、こういう点が全体的に見て指摘できるのではないかと、こういう点をもう少し御留意願わなくてはならぬと思ふわけだ。

その次に、改式の予定局になつておる局は一般的に原則としてサービスが非常に落ちる。これはもうどこでもそういう例がある。これも、たとえば今度改式になる、そうすると組合員にとつては非常に身分的な不安感なども一つの原因となる。これはもう当然である。いつどうなるかわからぬといふのでは、仕事の意欲といふものはなかなかわいてこない。こういう問題、この改式予定局のサービスが落ちるといふたようなことについても、要員措置などについてずつと前から十分組合との話し合ひをして、十分納得をしてそれに積極的に従業員が協力できる、こういう体制を事前にとつておけば、改式予定局のサービスが落ちるといふような原則が破れるのではないかと。それをそのまゝにしておくと、非常に職員の身分の不安感なども一つの原因となつてサービスが落ちる、こういうようなことになるのではないかと。

○宮崎説明員 ただいまお話のありました改式予定局については、十分組合に説明していつたらそういう問題が起らないのではないかと、こういうお話をうかがひましたのですが、実は、われわれは、年度設備計画を立てまし

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

たときに、組合と、本年度こういう局を改式します、またそれに必要な要員問題につきましては、大体こういう見通しになるといふことを事前に説明して、打ち合せておりました。したがって、ただ、実行の場合には、年度改式サービスをするまでに局によりましては三年あるいは二年という長いものもありまして、実際問題として、それは、その時点で職員側と行なう配転協約によつて説明いたしておるわけでありまして、すでに計画を開始するときには、いまでも申しましたように、計画協議でその組合等に説明いたしてお

なものによつては計画の変更をいたしておられます。したがって、サービ
ス・インが三年かかるものについて
は、もうすでに三年前に十分話してお
るつもりであります。

○片崎委員 電報の問題で、二伺い
たいのですが、最近大都市においては
非常に交通事情も悪化しておるし、ま
た高層建築のビルも増加されておる。
それで大都市のサービスは悪化する。
これらの問題は、もちろん託送によつ
てやる方法もありますけれども、しか
し全部が全部なかなか託送で知らせる
わけにいかない。これもひとつお伺い
したいのでありますが、私が推薦をし
て電報配達に高校出の非常に優秀な青
年を東京で採用してもらいました。し
かし、これがたまたまオートバイの免
許を持っておったために、君は電報配
達がよくあるということと電報配達に
なりまして、第一回目は夕方でありま
したが、腰の曲がったばあさんが横か
らひよつと出てきて、その局はいま
まで無事故局であつたのが事故局に
なつたというので、本人は非常な責任
を感じてノイローゼになる。ようやく
事情を話しておりましたら、これもま
た十分注意深くやっておつても、相手
のあることでありますから、また交通
事故をやつて、今度は自分がたいへん
な大けがをしたわけでありまして。何と
かはかのかうにということ、これは
現場のことでありまして、本社の方
にお願いしておりますが、私はそう
いう事例が非常に多いのではないかと
思う。何ぼ気をつけても、相手のある
ことであるし、こういうふうな交通事
情が悪化をし、またビルの何階も上
がっていかねばならぬ。いろいろ

な事情で、この点はいわゆる電信の外
務に對しては、要員対策その他いろ
んな特別な施策を講ずる必要があるの
ではないかと思つたのですが、その点
はどう考へておられますか。

○米沢説明員 ただいまの質問でござ
います。最近、都市の交通事情が非
常に激しくなつてまいります。それか
らまた高層建築なんかできてまいりま
すので、先ほどお話が出ました電報の
電話による託送の問題とか総合的に十
分考へていきたいと思つた。

○片崎委員 私が聞いたのは、託送な
どをやるようにしておるといふことだ
けではないのです。そういうこともあ
るけれども、そればかりでいかぬか
ら、私がいまお話し申し上げたような
事実が発生したのであります。それはおそ
らくその局だけでなく、またその男
ばかりでなく、そういう交通事故なん
かも相当あると思つたのです。統計を
見たのほうでとつてみれば、昔か
らすれば、人にけがをさせたとか、自
分がけがをしたとかという事例も相当
あると思つたのです。それに対する対策
として、ただ託送でやればよいのだと
いうだけではなくて、託送でやつてい
ふことならば、こんなけがをせぬで済
むのです。やはり配達をしなればなら
ぬからかういふことになつてくるの
ですから、そういうところについて、
特別な要員対策、あるいは手当で済む
ことか、あるいは事故が起つた場合
にはあなたのほうで医療費を負担され
るのかどうか知りませんが、何か特別
な対策を講ずる必要があるのではない
か、こういうことをお尋ねしておるわ
けです。

○米沢説明員 私先ほど電話託送のこ
とを例に引いたのでありますが、総合
的にいろいろ十分——そういう都市の
交通の激増とか、あるいは高層建築に
上がつていかなければならぬというよ
うなことを考へて検討したいと思つ
ます。

○片崎委員 これはいま始まつたこと
じゃないのですが、具体的にはどうい
うことを項目にあけて検討されてお
りましょうか。

○宮崎説明員 私が通信局長の場合、
そういう事例が相当ございました。そ
の事例を具体的に話したいと思つ
ています。

私がおりましたのは札幌でございま
すが、札幌もかなりの都市でございま
して、そういう交通事故が最近やはり
多くなつてきております。たまたま先
生のおつしやつた例もやはり老婆でし
たが、私のほうで、曲がり角で、こち
らは故意でありませんが、もちろん正規
の信号どおりやつたわけですが、ふら
ふらと出られまして、ひつかけたとい
うような事故がございました。これにつ
きましては、さつそく現場から被害者
の方にお見舞いを申し上げまして、い
ろいろな手当をいたしております。全
部公社としましてはその医療の設備を
提供しまして、あるいは経費を出しま
してやつておるような状態でございま
す。また、本人につきましては、そう
いう交通事故の内容を十分調べまし
て、本人の責めに帰すべきものと帰せ
られないものとありますから、その内
容によりましては、それぞれの注意あ
るいは今後こういうことを起こさない
ように、さらに慎重な行動をやるよう
に指令いたしております。

○片崎委員 これは札幌の事例ばかり
ではなく、大都市においては非常にそ
ういふ事情が悪化しておるわけですか
ら、私は、全般的にこういう点はこう
だ、こういう点はこうしろ——ただ本
人がけがをした場合に、自分の責めに
帰する場合は自分でやれ、自分に責任
がない場合は公社が持つてやるとか、
けがをさせた人にくだものかごを持っ
て行くとか、そういうたようなその場
当りの対策でなくて、もっと計画的
に、どういふ点はこうやろう、こうい
う点はこうやろうという具体的な計画
を立てて、これに對処をしていただき
たい。まだそれができておらぬとい
うならば、さつそくでもそういう点につ
いては御配慮をお願いしたい、こう思
うわけでありまして。

時間もだんだんたちますので先に進
みますが、一五五番のサービスにつ
いては金加入者に非常な苦情の種と
なつておるのでありますが、その原因
は一体どういふところにあるとお考へ
でありますか。

○大泉説明員 担当の運用局長がおり
ませんので、私、監査の結果見ましたこ
とを申し上げますと電報の電話による
受け付けに於いての苦情として一番多
いのは話し中が多いということござ
います。大安その他の場合に申し込み
が殺到するということから起る非難
が一番多いように承知しております。

○片崎委員 そういう場合にはもう少し
し回線をふやす、あるいは人間もふや
す、こういうような対策はできないも
のであります。

○宮崎説明員 ただいま運用サービス
の面で必要な場合には回線をふやす
というお話がございましたが、当然われ
われとしてはこれに應じて回線を

ふやしております。
○片崎委員 それはふやしておられま
しょうけれども、なんぼ呼んでも出な
いというときもあるんです。それから
今度かけたならばまたいつまで呼ん
でも話し中なかなか出てこない、こ
ういふ点なんです。それはいまそうい
うことをやつておられると言いますが、
われわれが実際にかけたときにはそう
いふ状態になつておる。これはやはり回
線をふやし、同時に、回線ばかりでな
い、どこかの線にかかつておるもの
でありますから、一方の線が空いてお
つても、入手が足りないためにサービ
スができない。いつまでも呼ばせる。い
つまでも呼んでおると出てきます。
出てくるが、今度は逆のところから幾
ら呼んでも出ないというのと、それから
幾ら呼んでも話中である、この二つ
が一番の大きな苦情の種なんです。こ
れは回線と要員と両方の問題からきて
おる問題である。これは現在東京で、
あなた方も電報を打たれるときにさ
ういふふうにお感じになつておるの
です。これはもう回線をふやし、人を
ふやす、この二つ以外には方法はない
と思つたのですが、東京あたりの実情
から考へて、何らかこれはもう早急に実
施せられる必要があると思つたので
すが、いかがですか。

○宮崎説明員 運用局長がいません
ので運用の統計から御報告いたしま
す。先生のお話がありました点につ
いては、三十六年ごろの東京の一五五
の平均応答秒数というのを統計的に調
べておりますが、大体三十六年の四月
から十月ぐらまではかなり悪うござ
いまして、十月に至りましては三十秒
というふうな状態でありまして。その後

三十七年、あるいは三十六年から要員措置あるいは指導の強化を運用でとりまして、その結果、三十七年度におきましては、一月、二月、三月までは多少悪い状態でありましたが、大体四月以降は十秒くらいになっております。また、三十八年では、いいときには五秒くらい——これは月別に申し上げておりますが、五秒あるいは三秒というときもありまして、大体悪いので十四秒、こういうような状態でございまして、平均応答秒では数字的に申しますとだんだんよくなってきているのじゃないかというように考えられます。

○片島委員 それはあなたのほうの統計でそうなっているかもしれないが、私たちが実際にかけてみた場合に、よくそうしてなかなかからぬのです。ですからその統計はどこから出た統計かわかりませんが、全国的に見れば一秒で出るところもありましようけれども、しかし東京あたりの場合非常によくうしてある。人が足らぬか、回線が足らぬか、いずれか、こういう状態が非常に多いと思う。これは早急に改善をお願いしたい。

それからもう一つ、大臣がこられました、その前にお伺いしておきたい。それは大阪と東京での持ち越し障害の格差が大きいのでありますが、それもわずかの開きでなくて、大阪の場合の持ち越し障害が非常に多い。東京の場合はわりと少ない。こういう点はあまりにも開きが大きいのでありますが、一体どういふところに原因がありますか。

○大泉説明員 この点は原因は非常にはっきりしておりまして、時間外に勤務しておるか、していないかだけでございまして、東京の場合には五時以降にも相当人数が障害修理のために残っておる。大阪はそれがあまりできないというところにある原因があるように思います。

ざいまして、東京の場合には五時以降にも相当人数が障害修理のために残っておる。大阪はそれがあまりできないというところにある原因があるように思います。

○片島委員 大臣がおいでになったので一言聞いておきますが、この執行機関と最高意思決定機関——総裁、副総裁は執行機関でありまして、経営委員会の意思決定に基づいて業務を執行せられるという立場になっておる。そうして先ほども質問しましたように、監事は経営委員会の直属機関であって、理事者側とは立場を別にして、経営委員会の命令によって、また自主的に監査して経営委員会に持っていく。しかし、その最高意思決定機関のいわゆる経営委員会には、総裁も副総裁もそのメンバーに入っておられる。こういうことになる、何としても、たとえば監事の手当を幾らにするかというようなことは、おそらく大臣がきめるものでなくて、総裁が意思決定機関がきめられるのでありましようが、先ほど聞きましたならば、監事は十四万、理事は十六万から十九万だ。処遇面でも非常に開きがあります。この執行機関である総裁、副総裁が、最高意思決定機関である経営委員会のメンバーになっておられるというところは、ここに何らかの矛盾といえますか、やりにくいところがあるのじゃないか。一つ例を申し上げますれば、またNHKを引き合いに出してたいへん恐縮であります、NHKでは会長、副会長はもちろん経営委員会のメンバーに入らないで、むしろ、要するにわれわれ委員の側とそれから側についている答弁をせられる立場になっております。執行機関と意

思決定機関とが相対して、いろいろ執行機関に質問をしたり、また命令をしたり、こういうことをする立場にあるメンバーになっておるといふことは、これはいろいろの場合にちよつとやりにくい点があるのじゃないかと思うのですが、その点は大臣いかがお考えでありますか。

○古池国務大臣 この問題は、根本の目的は公社の業務の運営について最も適切な基本方針を確立していく、それに従ってまた適切な業務の執行をしていくということが目的であらうと存じます。そういう面から言いますと、ただいまの制度はやはりお説のような意見も成り立つかと存じます。が、しかし、経営委員会にみずから執行の責任者が入って、経営委員の人たちと十分に意見を戦わねながら、ここに最も適当と認める方針を樹立する、それに協力していくというたてまえも、やはりそこに利益の点も私はあるのじゃないか、こう思ひまして、絶対にそれはいけないとかいうべき筋のものでもなからうかと考えます。いずれにしても、一利一害と申しましようか、そこに長所と短所はあるものでございまして、いまの場合は、総裁、副総裁が経営委員会のメンバーとしてともどもに相談をしていくということに、非常に悪いということもなからうかと考えております。

○片島委員 普通の場合、意思決定機関と執行機関というのは全く性格を異にしたものでありまして、中に入つて大いに議論を戦わすというふうなお話をございしますが、それは経営委員会を開く場合には必ず執行機関の最高責任者を呼んで、そこでいろいろな意見を

戦わす、あるいは命令をする、こういうことであります。意思決定し、命令をするというふうな立場にあるもののメンバーの中に執行機関も一緒に入っておる、こういうことについては、先ほどの監事の制度との問題にも関連をして、やりにくい点がかえつてあるのじゃないか。意見を戦わすというのは、こういうふうなあなたと私とこうやって戦わすのであって、あなたがこちら側におつて、隣におつて意見を戦わす方法もありましようけれども、やはりあなたはどちら側におつてわれわれと意見を戦わす、こういうことが適当ではなからうか。そして国会とこういう議論機関でできたことをあなたたは執行する。それからこちらにおつて、こちらでいろいろきまったことをあなたがやるというのではないほうが、形としてすっきりするのではないかと、こう考えるので、いまお尋ねをしたわけですが、その点はもう一度大臣及び総裁から御所見を承りたい。

あるんだ、こういうふうな考えに立ちますれば、総裁、副総裁と同時に同じ席で事を話し合うというところは、むしろ便益が多いんじゃないか、こんなふうに考えております。むしろ執行者と相対立してその業務を監査するのは監事のほうの役目が非常に大切であつて、監事こそは理事者の仕事を十分に監査しまして、そこに不当不正なことがあればこれをついて、正しい方向に戻していくということが監事の役目であつて、私は、監事の責任というものは、そういう意味からいって非常に重大であると考えております。

○片島委員 いま監事の語が出ましたから言いますが、監事はいわゆる経営委員会の直属機関であつて、その経営委員会の理事者側の最高責任者が総裁と副総裁なんでありまして、でありますから、監事こそと言われまますが、監事が総裁、副総裁の下につかなければならぬような立場にもなり得るわけでありまして、そういう点に矛盾も起きてくるのじゃないか、こういうことを指摘しておるので、むしろ私は大臣とは反対の立場からその点は論じておるわけなんです。どうですか。

○古池国務大臣 一例をあげて申し上げますと、たとえば株式会社の場合において、株式会社の場合には、最高意思決定機関は株主総会であらうと存じます。そして株主総会において選任せられた取締役が実際の会社業務の執行に当たるわけでございます。さような場合には、株主総会と理事者側とが対立したような関係に立つと存じますが、しかし、公社の場合は経営委員は会社にとえれば株主のようなわけでもございませぬし、したがって、経営委員会といふものは株主総会とも少し違うようなものだと思います。もう少し進んで申せば、やはり経営委員会なるものも、この業務の執行については責任が

あるんだ、こういうふうな考えに立ちますれば、総裁、副総裁と同時に同じ席で事を話し合うというところは、むしろ便益が多いんじゃないか、こんなふうに考えております。むしろ執行者と相対立してその業務を監査するのは監事のほうの役目が非常に大切であつて、監事こそは理事者の仕事を十分に監査しまして、そこに不当不正なことがあればこれをついて、正しい方向に戻していくということが監事の役目であつて、私は、監事の責任というものは、そういう意味からいって非常に重大であると考えております。

あるんだ、こういうふうな考えに立ちますれば、総裁、副総裁と同時に同じ席で事を話し合うというところは、むしろ便益が多いんじゃないか、こんなふうに考えております。むしろ執行者と相対立してその業務を監査するのは監事のほうの役目が非常に大切であつて、監事こそは理事者の仕事を十分に監査しまして、そこに不当不正なことがあればこれをついて、正しい方向に戻していくということが監事の役目であつて、私は、監事の責任というものは、そういう意味からいって非常に重大であると考えております。

○片島委員 いま監事の語が出ましたから言いますが、監事はいわゆる経営委員会の直属機関であつて、その経営委員会の理事者側の最高責任者が総裁と副総裁なんでありまして、でありますから、監事こそと言われまますが、監事が総裁、副総裁の下につかなければならぬような立場にもなり得るわけでありまして、そういう点に矛盾も起きてくるのじゃないか、こういうことを指摘しておるので、むしろ私は大臣とは反対の立場からその点は論じておるわけなんです。どうですか。

○古池国務大臣 一例をあげて申し上げますと、たとえば株式会社の場合において、株式会社の場合には、最高意思決定機関は株主総会であらうと存じます。そして株主総会において選任せられた取締役が実際の会社業務の執行に当たるわけでございます。さような場合には、株主総会と理事者側とが対立したような関係に立つと存じますが、しかし、公社の場合は経営委員は会社にとえれば株主のようなわけでもございませぬし、したがって、経営委員会といふものは株主総会とも少し違うようなものだと思います。もう少し進んで申せば、やはり経営委員会なるものも、この業務の執行については責任が

あるんだ、こういうふうな考えに立ちますれば、総裁、副総裁と同時に同じ席で事を話し合うというところは、むしろ便益が多いんじゃないか、こんなふうに考えております。むしろ執行者と相対立してその業務を監査するのは監事のほうの役目が非常に大切であつて、監事こそは理事者の仕事を十分に監査しまして、そこに不当不正なことがあればこれをついて、正しい方向に戻していくということが監事の役目であつて、私は、監事の責任というものは、そういう意味からいって非常に重大であると考えております。

あるんだ、こういうふうな考えに立ちますれば、総裁、副総裁と同時に同じ席で事を話し合うというところは、むしろ便益が多いんじゃないか、こんなふうに考えております。むしろ執行者と相対立してその業務を監査するのは監事のほうの役目が非常に大切であつて、監事こそは理事者の仕事を十分に監査しまして、そこに不当不正なことがあればこれをついて、正しい方向に戻していくということが監事の役目であつて、私は、監事の責任というものは、そういう意味からいって非常に重大であると考えております。

○片島委員 いま監事の語が出ましたから言いますが、監事はいわゆる経営委員会の直属機関であつて、その経営委員会の理事者側の最高責任者が総裁と副総裁なんでありまして、でありますから、監事こそと言われまますが、監事が総裁、副総裁の下につかなければならぬような立場にもなり得るわけでありまして、そういう点に矛盾も起きてくるのじゃないか、こういうことを指摘しておるので、むしろ私は大臣とは反対の立場からその点は論じておるわけなんです。どうですか。

○古池国務大臣 この監事のあり方といふものにつきましましては、いろいろな議論もあると考えます。いま三公社の監事のあり方をちよつと比べてみますと、まず人事権であります、監事の任免につきましましては、国鉄のほうでは監事に相当するものが監査委員会であると思ひますが、これが任免は運輸大臣がいたしております。非常に権威を持たしてあることと考えます。それから専売公社につきましましては、審議会の推薦に基づいて大蔵大臣が任免をす

あるんだ、こういうふうな考えに立ちますれば、総裁、副総裁と同時に同じ席で事を話し合うというところは、むしろ便益が多いんじゃないか、こんなふうに考えております。むしろ執行者と相対立してその業務を監査するのは監事のほうの役目が非常に大切であつて、監事こそは理事者の仕事を十分に監査しまして、そこに不当不正なことがあればこれをついて、正しい方向に戻していくということが監事の役目であつて、私は、監事の責任というものは、そういう意味からいって非常に重大であると考えております。

る、こういうことになっております。電信電話公社においては、経営委員会が直接任免する、こういう組織になっております。このことは先般三十三年に法律改正の際に、国会の御意見によりまして、当初の原案は経営委員会の推薦によって郵政大臣が認可をして、その認可のもとにおいて経営委員会が任命することになっております。したが、その認可という点は削られまして、直接経営委員会が任命するということになったのでございます。任命の根拠はどこにありましようとも、監事として一たん任命された以上は、やはりその独自の権限があるわけでございますから、その責任において、経営委員会のやり方にしても、あるいは総裁、副総裁以下のものであっても、不当であると考へれば、どしどしこれに對して注文することは当然やつてしかるべきものである、こういうふうに考へております。

○大橋説明員 この組織問題というのはなかなかむずかしいものであります。理論的、また實際面、両方面からいろいろ研究しなければならぬ問題であります。理論的には正しくても、實際の運用に困る場合もあります。今日までの私どもの経験から言いますと、現在の制度は理論的にはあるいは御指摘のような欠陥があるかと思ひますけれども、運用上においては比較的にいい制度じやないか、私の経験上から言つとさうに考へております。

○森本委員 いまの監事の問題については、先ほどの質疑応答を聞いておりますが、ちよつとおかしいわけでありまして、この監事については松田君が知つておる通りに、三十三年に当委員

員会において決定された法律であります。そのときにあなたは電気通信監理官として答弁をいたしておりますが、いまは監事でありまして、そのときに、この監事をつくるにあつては私たちが要望いたしましたのは、単に監事というもののだけを二名置いては何にもならぬ、そのスタッフというものを相當つておかなければならぬ、監事がこの電信公社法に基づいて随時随意に経営委員会に対して意見を具申するということについては、監事二名だけではとにかく話にならぬ、できれば現在の監査局の仕事が監事がかねるといふ形が最も望ましい、しかしそれが不可能な場合においては、監事が監事としてのスタッフとかかなり強力なメンバーを持つて、経営委員会にとかくそういう点についての意見を出さなければ意味がない。そういう点は施行にあつては十分考へたいと思つたということ、われわれはこの法律を通過させたわけでありまして、これは満場一致で通過した法律でありますから、私もよく覚えておりますけれども、片島委員が先ほど来言つておられますのは、いまの監事の下におけるところのスタッフ、メンバーでは、實際にこの電信公社法に基づくところの監事の任務というものが完全にやりおけるといふところの自信がないのではないかと。ややもいたしますと、総裁、副総裁の理事の膝下に入るような感じを抱かざるを得ない。給与にいたしましても、あるいはスタッフ、メンバーにいたしましても、そういう点については、いま監査局のあり方というものと、それから監事のあり方というものについて、は、再検討を要するのではないかと

いうことを言つておるわけでありまして。それから、先ほどの総裁と大臣の答弁でありますけれども、これは電信公社の場合は、株式会社とはいふ意味が違つておるわけでありまして、経営委員については、御承知のとおり、内閣が任命をいたしますけれども、その場合にわざわざ国会の承認を要することになつておるわけでありまして、両院の承認を要するということは、これはすなわち広く国民の中からこれを選びたい。こういう意味において経営委員会

の経営委員を選んでおるわけでありまして、そこで、総裁、副総裁については、経営委員でありますけれども、特にこれは法律条項においては特別委員というふうな名前がついておるわけでありまして、だから特別委員という経営委員の資格において経営委員会に参画するということとは、これは必要でありましよう。しかしその場合に、その特別委員、いわゆる総裁、副総裁というものが、他の経営委員と同じように議決権を有するということについては、若干おかしところではないか、こういう点が言えるわけでありまして、これは法律の十七条を見ていただければよくわかりますように、要するに総裁は一般の経営委員とは別に、特別の経営委員である。特別委員であるということ

を法律においてうたつておるわけでありまして。特別委員であるということによつて経営委員会に参画するということとは、私は必要であらうと思ひます。しかし、経営委員会の議事を決定をする場合に、この特別委員が議事の中に参画をするということについては若干の疑義がありはしないか、その点は株式会社の株主総会とか、そういう面と

は意味が違つてくるのではないかと、こういうふうに考へるわけでありまして、その点について、ひとつ大臣の所見をこの経営委員については聞いておきたい。これは要するに電信公社の根本のあり方の問題でありますので、非常に重要な問題でありますので、おろそかにしてはできない、こう思つておるわけでありまして、第十七条の二項のこの解釈を一体どう解釈せられるのか。

○古池國務大臣 ただいま御指摘のよう

に、第十七条の二項におきまして、経営委員会として議事を進めるにあつては、出席者の過半数をもつて事を決するといふ規定になつております。なるほど特別委員という名はついておりましたが、やはりこの委員会のメンバーの一人として責任を負ひ、また意見も十分述べ得る、こういう立場にありましようが、かような公社の場合としては、むしろ便利な点が多いのではないかと考へる、こういうことを申し上げたわけでありまして。

し経営委員会というもののほんとうのあり方からいくとするならば、この第十七条の第二項については、やはりこれを改正をして、この議事を過半数に於いて決するということについては、この場合には特別委員は除いたほうがよろしいのではないかと。しかし議事については、特別委員は十分に参画をすることはできる。こういうふうにして、これは常識で考へるわけでありまして、そういう点については、これは普通の株式会社の問題とは大臣だいで違つたので、株式会社の例をとつて経営委員会の問題を論ずると、コーポレーションといふものと株式会社といふものとの違いが明確になつてこぬわけでありまして、この点は大臣ももう少し勉強をせられて検討を願ひたい、こう思つたわけでありまして。

○古池國務大臣 先ほど私が例として株式会社を持ち出したのは、株式会社が全く違つた形であるからといふことの、むしろ違つたといふことのひとつの証として申し上げたのでございまして、現在のこの規定のあり方では特別に支障はないように考へておりますけれども、なお今後十分調査をいたしまして、支障がある、あるいはいたしません、御意見のようにならうに改正したほうがベターであるといふような結論が出た場合には、また十分に検討いたしたいと思ひます。

○森本委員 それともう一つ監事の問題であります。これも先ほど大臣が言つておられますように、監事が大臣がただいま答弁をせられましたような仕事をするとするならば、いまのよう

○大泉説明員 何か誤解があるようでありまして釈明いたしますが、私営電話営業局長をいたしておりますが、ひばりヶ丘に何回線つけるかということとは、そのときの取扱局長の判断に従い、通信局長において設置計画を立てたのでございまして、本社はそういふことはわからないたてまえになってゐるのでございまして、私は決してうそを申ししておりません。

○安宅委員 それでは今度の委員会では当時の通信局長、当時の電話局長を呼んでやつてもいいですか、そんなことを言うのなら。

○大泉説明員 どうも何か誤解があるようでございまして、国会の御調査に對してとかく申し上げることはございせんが、本社がわからないといふことは何らうそ偽りはございせんので、御了承願ひたいと思います。

○安宅委員 これは集団、いわゆる団地電話の問題で、あなたのほうでは直営にするための一つのモデルケースとしてここには特別の電話回線を割り当てた。ところが、高いものだからそんなに売れなかつたので、一千回線をどこかに移したということ——移した先までも私は聞いていたのでありますが、そういうことは通信局長や電話局長の局長ができる筋合いのものではありません。こういうモデルケースをつくるために本社がみずから声をかけて、そうしてこうするのだということをおあなたのほうから指図があったのだといふことを言っている。こういうことについて本社が知らない仕組みになつてゐるというのはおかしいじゃないか。どうですか。

○大泉説明員 へまのお話は、一般電

○安宅委員 それはあなたのほうから、大体このくらい売れるはずだから、というところでそう言われたけれども、本社がみずから、一般的なそういう電話の架設に対して特別におかしな指示を出しているものだから、下のほうが混乱して、創意くふうするどころか、とんでもない間違った創意くふうを本

社からされて大迷惑をしたと言っているのです。こういうことは、係員なり、そういうところを全部私のほうでは調査しておるのであります。先ほどはあなたのほうでひばりヶ丘の問題については知らないと言われたが、私はひばりヶ丘ということ特定してあなたに質問しているのだから、団地の電話のことぐらひは知らないはずはない。わかるはずです。それを知らない仕組みになっているなどと、一般的なことで逃げようとし、あるいは今度は集団団地電話のことについて、特別にそういうところによけい出したはずだと言ったら、そういう議論をしたことがあるというところまであなたのほうでは動いてきている。明らかに知っているが知らぬ存ぜぬで逃げると、また時間が長くなります。そういうことがあつたということだけはきょうあなた

○大泉説明員 何か非常に誤解がおありのようでございますが、全然うそは申しておりません。ただし、団地電話の問題につきまして検討しましたときに、手動の団地の電話についていろいろ議論したことはありますけれども、申されましたのは、具体的にどこに幾つの電話をつくるかということでありますが、そのようなことは本社では一々指図はしないのでございます。試行計画が何かありますとそういうことはあるかもしれませんが、そのような試行計画はございませんので、これは存じないということとは当然であらうと思います。

○安宅委員　それでは、あなたの答弁はこのままにしておいて、きょうはもう一時ですからこの次に具体的にやります。計画がうまくいっているようなことを言ってちよろちよろ逃げていくけれども、逃がすようなことはさせないつもりでありますから、それは……。

○加藤委員長 この件については、委員長から公社に要望いたしましたので、後日調査の上本委員会に報告をしてもらうことにいたします。

次会は来たる十五日水曜日午前十時から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこの程度にて散会いたします。

午後零時五十九分散会

